



6月号
八郷町役場

人口と戸数(5月末)
世帯数 5,728
人口 男 16,192 女 16,912 計 33,104

補助は共同防除にだけ

今年の農薬補助金交付のしかた

水田の病害虫を防除して、米の増産をはかることは、農村の重要問題なので、町では今年も二〇〇万円の補助金を計上して、防除活動を奨励する。その補助金の出しかたは次の通りです。

一、町長は水稲の増産を図るため、病害虫防除に要する経費に對し、この要領により予算の範囲内で、共同防除を実施した部落団体に補助金を交付する。

二、前項に規定する経費は、水稲本田の主要病害虫防除農薬購入に要する経費とする。



病虫害防除隊の活動

主要病害虫名及び補助額は次のとおり。

○病害 いもち病、稲白葉枯病

○害虫 いねむい虫類、いねうんか類、いねくろかめ虫、いねはむぐりば

パラチオンなどの使用上の注意

- パラチオン、ホリドールなどは、有機燐製剤でひどい毒物であるため、特定毒物に指定され、毒物及び危険物取締法及び同施行令、昭和三十年十月改正、不正な譲渡所持、使用などをすると処罰される事になつてゐるので、次のように御注意願ひたい。
- 一、いねむい虫発生初期には、ダイアジノン、ベストロン、DDT乳剤、BHC三%粉剤などでも、パラチオンとあまり変わらない効力があり、使用もむづかしいからならなく、使用し、防除効果をあげることをおすすめします。
- 二、パラチオンなど使用上の注意
- ①使用数日前に「害虫防除実施届(用紙は支所にある)」を二部を所、農協を経由して役場へ出すこと。
- ②現品の購入、受渡は必ず農協で行い、使用は農協指導員、改良普及員、病害虫防除員の指導のもとに、部落単位の共同作業で実施する。
- ③補助額 水田反当り 五〇円以内
- 三、補助金の交付をうけようとする部落団体は、補助金交付申請書に農薬購入証明書を添えて提出しなければならぬ。
- 四、補助金の交付を受けた部落団体は、その補助金を他の経費に流用してはならぬ。
- 五、交付をうけた部落団体が左の各号の一に該当する場合、その補助金の全部又は一部の返金を命ずることがある。
- ①この規定に違反したとき
- ②補助金の交付に關し附した条件に違反したとき
- ③事業の施行方法が不適当と認められたとき
- ④使用の際は数日前に部落民に警告し、子供などが知らぬ間に不測の中毒被害を受けることのないよう注意すること。
- ⑤撤布した田畑は、その周囲に、赤布・立札等をたて、一目でパラチオン使用がわかるようにすること。
- ⑥撤布員は一人で長時間やつてはいけない(二時間位で交替する)二、三人でかわるがわる行い、使用中食物、煙草などをとらないこと。
- ⑦撤布後直ちに体中を石けんでよく洗い、使用した器具、衣服なども石けんをつけて水洗いし、乾燥しておくこと。
- ⑧薬品の入つてゐた容器は、危険のないよう焼きすてるか、埋めること。
- ⑨残品が出来たときは、直ちに農協に保管を依頼すること。(個人でもつてゐると不法所持で処罰されます)撤布中、もし頭痛、目まいはきき、異常発汗などが起

「様式」 水田病害虫防除農薬購入補助金 交付申請書

八郷町大字 字 部落

代表者

八郷町長 大槻忠夫殿
水田病害虫防除農薬購入補助金交付要領により左記のとおり共同防除を実施したので補助金の交付を受けたいから申請します

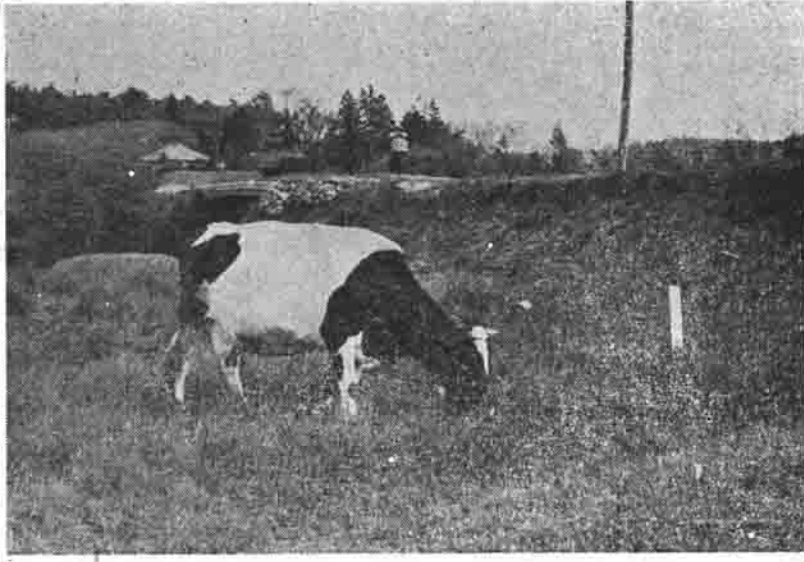
記

1, 防除病害虫名	2, 水稲作付反別	3, 右の内防除反別	4, 使用農薬名
5, 右 数量	6, 防除実施月日	7, 農薬購入先	右数量の薬剤を売渡した事を証明する

右のとおり共同防除を実施した事を証明します

昭和三十一年 月 日

〇〇区長又は農家組合長(連絡員)



改良されたつつみの牧草を喰う乳牛

乳価の調査

きたときは、直ちに医者に
見せること。

恐ろしい馬の脳炎

今年の秋から牧草の栽培が急に盛んになつてきました。今年の酪農家の採算は、果してどんなことになるでしょう。か、改良相談所では目下くわ

しい乳価調査を実施中です。結果の発表をお待ち下さい。

亡している現状です。また馬ばかりでなく、人間特に七、八才ぐらいの子供もこの病気に罹り毎年死亡しています。この病気の予防は、

オ一は、予防注射をうけること。特に四才以下の馬や、北海道、東北地方から移入した馬は必ず予防注射をうけて下さい。というのは、本県で初めて夏を迎える馬は、体内に馬の脳炎に對する抵抗力がでないため、これにかかり多くは死亡してしまふからです。予防注射をうけた馬は脳炎にかかりにくいし、万一かつても治りがよいのです。毎年発生している馬の九割ぐらゐが二才馬であることをみても、はつきりわかるでしょう。

オ二は、病気をうつす蚊を殺すことです。蚊の発生を防ぐ方法は、DDTかBHCをうまやはもちろん、溝や汚水だめなどにまくことです。そうすれば三ヶ月位は効果がありません。

オ三は、馬の飼ひ方に注意することです。うまやの敷わらはつとめてとりかえ、風通しをよくして、うまやを清潔にすることです。またきれいな冷水を与えて日中の仕事をできるだけ避けることです。

オ四は、もし病気がかかつたら、できるだけ早く獣医師の診断をうけ、治療を加えることです。この病気の病状は腰がふらついたり、歩き方が変つたり、顔の筋肉がつつたりして、元気がなくなり、また反対に氣遣ひのように暴れて手がつけられなくなつたりします。目下家畜防疫員が予防注射をしてゐますから、まだうけてゐない馬をお持ちの方

は、早くやるようおすすめします。

立会演説会のお知らせ

七月八日に行はれる、参議院議員選挙の地方区候補者立会演説会が、やさとは次のとおり行われます。

- ①場所 柿岡小学校
 - ②日時 七月六日午後一時より
 - ③演説時間 一人二十九分
 - ④参加候補者の演説順序
- 自由民主党 志村 国作
日本社会党 森 元治郎
緑風会 徳川 宗敬
自由民主党 郡 祐一

◎ こんどこそ

よくたしかめてこの一票

◎ 良心が

選ぶ良い人 国が待つ

◎ 明日からは

この一票が する政治

七月の納税

- ◎ 固定資産税 才二期
- ◎ 保険税 才二期

人事消息

桜井宗伯氏 半田出身町教委事務局主事として、社会教育を担当、その手腕を期待されておつたが、六月十三日胃がんにて逝去。三十三才

八郷町の建設は 時間励行

まず会合の

一、土地利用改善計画

〔こゝには全町計画として取り上げられた大きな計画だけをあげるが、この外に地区計画として取り上げられているものもあります。〕

計画項目	計 画 の 概 要	摘 要
① 大増の水田	七五町 用排水路、せき、暗渠排水	受益者が土地改良区を設立して実施する。 (以下全じ)
② 大塚、小増の水田	四〇町 せきの改修、揚水機、用排水路、暗渠排水	
③ 太田、小見、中戸の水田	二五町 せきの改修、溜池の設置、用排水路、暗渠排水	
④ 長町、梅水、江垂、高友の水田	五六町 揚水機、深井戸、用排水路、区画整理	
⑤ 青柳、川又、月岡、辻上の水田	二〇〇町 貯水池の設置、用排水路、区画整理、暗渠排水	土地改良区設立を促進する
⑥ 吉生、小倉の水田	九〇町 深井戸、溜池、用排水路、暗渠排水	
⑦ 稲子西部の水田	三〇町 水源の確保、用排水路、暗渠排水	
⑧ 小幡、苜蓿の水田	七五町 用排水路、区画整理、暗渠排水	
⑨ 半田の水田	七〇町 揚水機、用排水路、区画整理、暗渠排水	小幡、苜蓿土地改良区の事業を促進する
⑩ 佐知満久、村子の水田	二五町 溜池の改修、用排水路、区画整理、暗渠排水	
⑪ 柿岡南部、金指の水田	七七町 深井戸、揚水機、用排水路、区画整理、暗渠排水	
⑫ 下三郷の水田	一二町 堰の改修、溜池の改修、暗渠排水	
⑬ 宇治会、小増の水田	六〇町 揚水機の強化、区画整理	宇治会土地改良区の事業を推進する
⑭ 根小屋前、川東の水田	一三〇町 揚水機の拡充、用排水路の改修、区画整理、交換分合	
⑮ 片岡の水田	六〇町 用排水路の整備、暗渠排水	
⑯ 八瀬川流域の水田	六八町 堰の設置、用排水路の改修	
⑰ 善竜寺川流域の水田	一五町 深井戸、溜池の改修、用排水路改修、区画整理	細谷、須釜土地改良区事業の促進
⑱ 関部川流域の水田	一一〇町 水源確保、河川改修、用排水路改修、区画整理	
⑲ 川又東部の水田	三〇町 排水路の設置、区画整理、暗渠排水	
⑳ 里、細谷、小幡の水田	二二町 水源確保、区画整理	

計画項目	計 画 の 概 要	摘 要
水源の確保	① 大塚の水田 三〇町 分水調整、水源調査 ② 鯨岡の水田 六〇町 分水調整、水源調査 ③ 中戸、布野東の水田 二五町 溜池の設置を目標とした水源調査 ④ 柴間、宿山崎の水田 二〇町 深井戸設置を目標とした水源調査 ⑤ 関部川上流の水田 三〇町 溜池、深井戸を目標とした水源調査 ⑥ 石田南の水田 二五町 水源調査 ⑦ 巴川上流の水田 二〇町 深井戸の設置を目標とした水源調査	町が関係部落の協力をうけて実施する。
畑地かん漑	① 上會新田南部台地の畑 二五町 深井戸の設置 ② 柿岡鴻の集の畑 三〇町 深井戸の設置、余水で権水地区水田をかんがいう ③ 薊ヶ原の畑 二五町 支線用水路 ④ 南山崎 五〇町 深井戸の設置 ⑤ 弓張周辺の畑地 一七町 深井戸の設置	薊ヶ原土地改良区の育成
地力増進	① 秋落田の改良 八〇〇町 客土の実施により改良し生産力を高める ② 酸土の改良 九〇〇町 石灰の施用	相談所、農協の指導により各農家が実施する
河川改修	① 恋瀬川及びその支流 六〇軒 河状改修 ② 関部川 八軒 河状改修	町が関係部落の協力により実施する
環状道路の整備	① 細内―辻―笛田―籠田間 路面拡張、新設改良 三、八〇〇米 ② 上會―小屋―鯨岡―弓張間 路面拡張、整備 三、五〇〇米 ③ 山崎―里―飯塚間 路面整備 三、五〇〇米 ④ 下林―根小屋―片野間 路面拡張、整備 二、〇〇〇米 ⑤ 川又地内 七〇〇米 路面拡張、整備	役場関係部落
その他道路の整備	全地区の道路、農道を関係部落民の協力によつて改良整備する	町が関係部落の協力をうけて実施する
橋梁の整備	道路の整備にともない木橋は逐次コンクリート橋にかけかえる	

八郷町新農村建設

二、経営改善計画

1 農 産

計画項目	計 画 の 概 要	実施主体及び協力機関
①営農センターの設置	主穀中心経営の代表的農家集団を全町八ヶ所に選定して濃密指導を行い、地帯に適した経営を確立して関係区域へ波及をはかる	役場、相談所
②採種圃の設置	本町に適した優良種子の更新と導入を図るため、主要作物について三年に一回程度の更新するに要する採種圃を設置する	役場、相談所
③防除器具の整備	全町に共同防除用の動噴及び動撒六〇台を整備する	役場、農協、共済
④展示圃の設置	主要作物について実績研究展示圃を設置して耕種技術の普及を図る	役場、相談所、研究会
⑤動、畜力農機具の導入	全町に動力耕転機五〇台を目標に導入する	個人、共同
⑥堆肥舎、堆肥盤の設置	良質堆肥の増産を図るため、全町三、〇〇〇基を目標に増設する	個人
⑦保温折衷苗代の設置	水稻苗代面積の三〇%を目標に普及を図る	役場、農協、相談所
⑧講習講話会の開催	耕種技術の改善普及	役場、農協、相談所

2 畜 産

計画項目	計 画 の 概 要	実施主体及び協力機関
①家畜の増殖改良	耕地、山林、飼料、経営規模等総合的に検討して耕地一町当り家畜単位一・〇(牛、馬換算一頭)を目標に次の家畜を導入増殖し、無畜農家の解消、自給肥料の増産及び衣食の改良をはかる (一)乳牛 全町 飼育目標 一、二〇〇頭 (二)豚 全町 飼育目標 一、〇〇〇頭 (三)綿羊 山麓地帯 飼育目標 二五〇頭 (四)山羊 全地域 飼育目標 一、一〇〇頭 (五)にわとり 全地域 一戸平均 一〇羽	役場、農協
②集乳所の設置	全町一六ヶ所に増設する	農協
③人工授精所の設置	町内一ヶ所に設置する	役場
④サイロの設置	全町八〇〇基を目標に設置をはかる	役場、農協
⑤飼料展示圃の設置	全町八ヶ所に設置して飼料作物の栽培、牧草の改良、飼料林の造成等について科学技術の普及をはかる	役場、農協、相談所

3 養 蚕

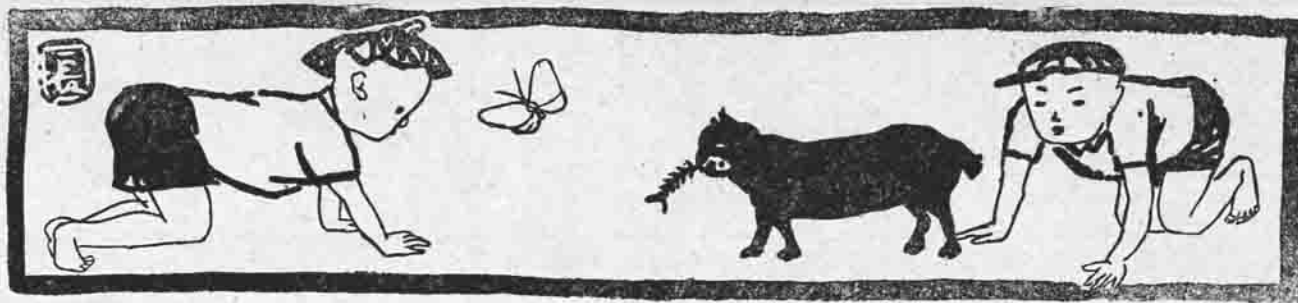
計画項目	計 画 の 概 要	実施主体及び協力機関
⑥畜舎の改良	全町五〇〇棟を目標にコンクリート床畜舎の構築をする	農家
⑦種畜の導入	中、小家畜の増殖改良を図るため、全町八ヶ所に優良種畜をおき共同利用をする	役場、農協
⑧簡易屠場の設置	全町一ヶ所	役場
⑨営農センターの設置	全町八ヶ所に主穀養蚕型の経営農家集団を指定設置する	役場、相談所
⑩講習、講話会、共進会等の開催	全町と地区とに計画実施する	役場、相談所、農協

4 林 産

計画項目	計 画 の 概 要	実施主体及び協力機関
①農用林の改善	全町五〇町歩を目標に樹種の改善、飼肥料木の導入等により生産力の増大を図る	役場、相談所、森林組合
②用材林の改善	全町増殖二〇〇町、間伐一、五〇〇町を目標に改善を図る	右全
③特用樹種の増殖	桐、竹林など増殖と改良をはかる	右全
④展示林の設置	農用林二ヶ所、用材林二ヶ所、特用林二ヶ所	右全

5 特 産

計画項目	計 画 の 概 要	実施主体及び協力機関
①果樹の増殖と改良	(一)栗 四〇〇町歩の更新 (二)柿 適地調査 優良品種の導入増殖 (三)梨 適地調査 優良品種の増殖 (四)みかん 適地調査 適品種の増殖	園芸組合、役場、相談所
②園芸作物の振興	園芸作物栽培を振興、出荷販売に重点をおいて、農家収益の増大をはかる	右全
③椎茸の増殖	主として山麓地帯に十万本を目標に増殖する	椎茸栽培組合
④茶樹の増殖	防風障及び宅地利用として全町一〇町歩を目標に増殖する	農事研究会



- ⑤集荷所の整備と増設
- ⑥フレームの増設
- ⑦製茶施設の設置
- ⑧椎茸乾燥場の設置
- ⑨販売組織の確立
- ⑩講習、講話会、品評会などの開催

全町に十六ヶ所を目標に新設及び整備する
全町一、〇〇〇軒を目標に増設する
一ヶ所(柿岡)
生産の増加に従って共同施設として各地区に設置する
特産物の販売を有利ならしめるため生産農家の組織を強化する
栽培、販売技術の向上を図るためなるべく頻回に効果的に実施する

- 部 落
- 園芸組合
- 園芸組合
- 役場、農協
- 生産組合
- 園芸組合
- 役場、相談所
- 農協、各生産組合

三、生活改善計画

家庭生活の改善

- (一)衣生活の改善
- ①日常衣の改善
- ②作業衣の改善
- ③子供衣服の改善

- (二)食生活の改善
- ①栄養知識の向上
- ②合理的粉食の普及
- ③動物性蛋白質の自給

- (三)住生活の改善
- ①台所の採光と器具配置の改善
- ②井戸の改善
- ③カマドの改善
- ④風呂場の改善
- ⑤便所の改善
- ⑥住宅間取りの改善
- (四)その他
- ①家計簿の記帳
- ②予算生活の実施

社会生活の改善

- (一)団体の育成
- ①農事研究会の育成
- ②青年会の育成
- ③婦人会の育成

- (二)元費の節約
- ①冠婚葬祭の簡素化
- ②時間の励行
- ③集会の時間厳守

- (三)公民館活動の強化
- ①迷信因習の打破
- ②青年学級の強化
- ③各種講習会の開催

保健衛生の改善

- (一)国保運営の強化
- (二)環境衛生の改善

- (三)伝染病の予防
- (四)有害昆虫の駆除

- (五)寄生虫の駆除

社会共同施設の設置

- (一)診療所の設置と充実
- ①無医地区(青穂)に設置
- ②林診療所の整備

- (二)農繁期託児所の開設
- ①農繁期に各地区三ヶ所位を開設する
- ②公民館分館に託児所施設を整備する

- (三)衛生班の設置
- ①柿岡町内のごみ下肥処理のため衛生班を設置する
- (四)隔離病舎の設置
- 柿岡地区に設置する
- (五)火葬場の設置
- 柿岡地区に設置する
- (六)養老院の設置
- 地区内の適地に町営養老院を設立する

四、文化観光計画

計画項目

計画の概要

実施主体及び協力機関

五、その他の計画

計画項目

計画の概要

- ①小、中学校の統合整備
- ②高等学校の設置
- ③公民館の整備
- (一)文化通信施設の整備
- ①無電灯農家の解消
- ②農事放送施設の設置
- ③町民グラウンドの設置
- (二)観光施設の整備
- ①筑波高原の観光化
- ②筑波連峰ハイキングコースの整備
- ③町営バスの開設
- ④観光協会の設置

老朽校舎の改築と内容の整備充実を図りながら統合の気運をたかめ漸進的な統合をはかる
昭和三十二年より石岡一高八郷分校を開設し、将来県に移管して独立高校とする
①中央、及び地区公民館を整備する
②公民館分館(部落集会所、集荷所とかねる)を増設する
③公民館施設を充実する
無電灯農家の解消を促進する
有線による農事放送施設の設置を促進する
高校用グラウンドと兼用に整備する
筑波山中腹湯袋ダム周辺及び町内景勝地の観光化を促進する
千代田村閑居山より風返、足尾、加波と経て吾国山に通ずる山頂ハイキング道路を整備する
町内環状道路及び景勝地を通ずる町営バスを開設する
これらの事業を促進するため観光協会を設立する

- (一)役場庁舎の新築
- (二)消防施設の整備
- (三)推進態勢の整備
- (四)新農村建設意欲の昂揚

柿岡地内現庁舎敷地を拡張し、鉄筋コンクリート二階建総建坪二〇〇坪を新築する。時期は財政安定後とする
消防機具の機械化、これに伴う分団の統合消防施設の整備を図る
①町段階、地区段階、部落段階に各々推進協議会を組織する
②農協の連絡機能を強化し、単協の生産指導態勢の充実をはかる
③町内の各種生産団体を育成強化する
④部落組織を再編整備する
①部落座談会の開催
②巡回映画、幻灯会等の開催
③各種広報紙の発行
④先進地の視察
⑤建設功労者の表彰等により建設意欲の昂揚をはかる

- 役場
- 観光協会
- 役場
- 役場、農協
- 役場、農協
- 役場、教委
- 役場
- 役場、農協
- 役場、農協
- 役場、教委
- 役場
- 役場、消防団
- 役場、農協
- 役場
- 推進協議会